家庭状況書【裏面】

入園希望日以降、入園できなかった場合

- 育児休業を延長する。 a. 年度途中は復職を希望しない / b. 入園月に、直ちに復職したい 2
- 父・母・()の職場に同行する。 職場内に託児所 有・無
- 保育先を予定している。

父母・祖父母・親族・認証保育所・企業主導型保育所・その他認可外保育所(ペピーシッター・ファミリーサポート等)

年 月 日から(週 日)時間 : ~ 施設名() 保育料 月額 円

保育ママ利用の申請をする。(0歳クラスのみ) 申請中・未申請

(保育園・認定こども園・地域型保育事業の入園・継続に関する注意事項)

すべての事項をよくお読みのうえ にチェックをつけてください

9~1.6の争項でよくの前ののフル、 にナエックで フリ くくたこり 。	
	保育園·認定こども園·地域型保育事業(以下「保育園等」という)の入園審査に必要な書類は、期限までに 必ず提出してください。書類が提出されない場合、利用調整が行えません。
	私立保育園・認定こども園・地域型保育事業(以下「私立の保育施設」という)は施設により特色があります。 入園をご希望の場合は、 <mark>必ずお子さんと一緒に園内を見学し、説明を受けてください。</mark>
	施設によっては利用可能な年齢に上限があり、希望する利用期間より実際の利用期間が短くなる場合があります。
	私立の保育施設は、第1希望の方から利用調整を行います。その後、定員にまだ空きがある場合は第2希望の方、 さらに第3希望の方から利用調整します。 区立保育園の利用調整は希望順位による差はなく、保育の必要性の高い方から利用調整します。
	申込の内容が事実と異なる場合、保育園等の利用調整結果または利用決定を取り消すことがあります。 また、入園日前日までに面接・健康診断を受けられない場合や健康診断の結果によっては、保育園等の利用調整 結果が取り消しとなることがあります。
	申込後、保育園等に入園する必要がなくなった場合や、申込内容(家庭状況や勤務状況等)に変更が 生じた場合は、区に届出が必要です。至急ご連絡ください。
	転園内定後は、元の保育園等には戻れませんのでご注意ください。
	保育の必要性の認定で示された時間と、実際にお預かりする時間は異なります。実際のお預かり時間は、 ご家庭の状況に応じて、利用決定後に園長(施設長)が決定します。
	入園後、申請時と同じ状況を確認するため、就労証明書等を再度提出してください。 利用調整は申込時の勤務及び家庭状況が入園後も続いているという条件で行います。 勤務及び家庭状況が入園月以前に変更となった場合は、利用決定の取り消しや退園となる場合があります。
	求職中の方の通園承諾期間は入園日から3か月です。3か月目の15日までに就労証明書を提出してください。 就労証明書が提出されない場合は、退園となります。
	出産の事由で保育園等に通園できる期間は、出産予定月とその前後2か月の計5か月以内です。
	育児休業中で育児休業該当児の申込は、 <mark>入園された月に復職していただくことが前提となります。</mark> 復職後2週間以内に就労証明書を提出してください。 <mark>就労証明書が提出されない場合は退園となります。</mark>
	保育園等の通園継続要件は、保護者が月48日時間以上(交通所要時間、休憩時間を除く)の 勤務·就学·介護等をしていることです。保育の必要性がなくなった場合は退園となります。
	次のような場合にも、保育園等を退園となります。 2か月以上にわたり保育園等への通園がない場合 江戸川区外へ転出した場合(ただし、所定の手続きにより通園できる場合もあります) 定期的に確認する「保育が困難であることを証明する書類」の提出がない場合
	利用者負担額(保育料)は1か月単位となっています。月の途中で退園しても1か月分の 利用者負担額(保育料)がかかります。
	利用者負担額(保育料)を正当な理由がな〈滞納されている場合、利用調整結果が保留されることがあります。
	延長保育をご希望の場合(保育標準時間・短時間の区分により、お預かりする時間が異なります) 区立保育園の延長保育申込は、別途「延長保育申込書」の提出が必要です。 私立の保育施設の延長保育は、入園内定後に各園に直接申込となります。
	この申込書は、入園希望月の年度内有効です。(3月入園分まで) <mark>翌年度の4月以降の入園申込は、別途申込が必要です。</mark>
	認定区分に変更が生じた場合、保育園等を継続利用できなくなることがあります。
	4月入園の申請をされた方の支給認定証は、申請数の関係から発行までに期間を要するため、利用調整結果 通知書と併せて送付します。

上記注意事項を承諾・確認しました。

年 月 日